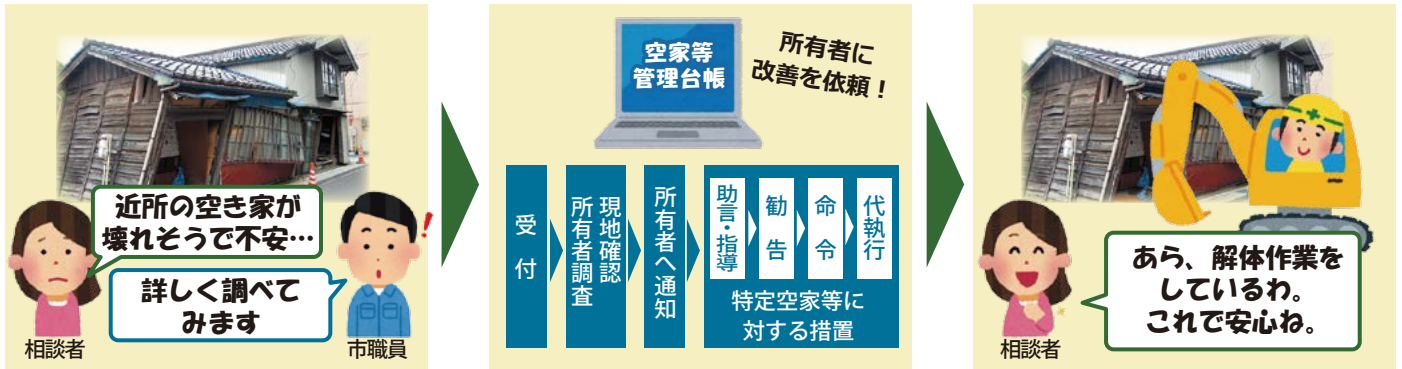


## 📄 見てみよう！相談したあとの流れ

空き家・空き地に関する相談の中で多いのが家屋の損壊、雑草の繁茂です。家屋の損壊については「空家等対策の推進に関する特別措置法」、空き地の雑草の繁茂については「津市廃棄物の減量

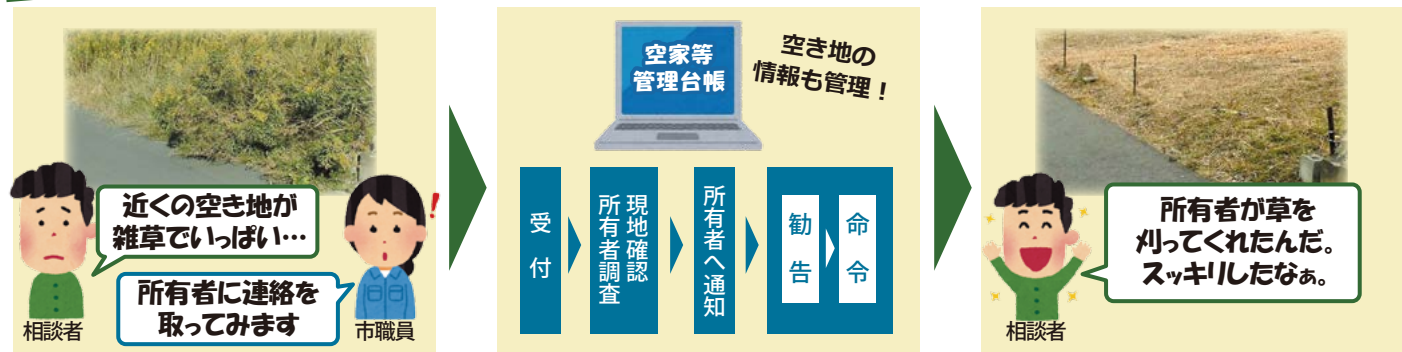
及び処理等に関する条例」に基づいて、所有者などに改善を繰り返し依頼しますが、改善に応じてもらえないときは、勧告や命令などの措置を行う場合もあります。

### ケース1 空き家について相談した場合



出典：消防科学総合センター

### ケース2 空き地の雑草などについて相談した場合



## 📄 空き家・空き地でお困りの人は、ぜひご相談ください！

空き家に不審者が出入りしているようだ…

空き地が雑草でいっぱい

通学路沿いの空き家が倒れそうでこわいよ

枯草で火事にならないか心配だなあ

**ご相談・お問い合わせ先**  
**環境保全課**  
 ☎229-3398 FAX 229-3354  
 または各総合支所地域振興課へ